

特定建築物定期調査報告書（用途別）対象年度一覧

用途	対象となる規模等(下記のいずれかに該当するもので、政令で定める建築物は避難階以外の階を当該用途に供するもの)				報告周期
【法別表第1(イ)欄(1)項】 劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物	政令で定めたもの	地階又は3階以上の階における当該用途を供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの	当該用途に供する客席部分の床面積の合計200㎡以上のもの	主階が1階にないもの	平成29年以後3年ごとの年の4月1日から12月31日まで
	倉敷市が定めたもの	これらの用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもの			平成14年以後3年ごとの年の4月1日から12月31日まで
【法別表第1(イ)欄(1)項】 観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物	政令で定めたもの	地階又は3階以上の階における当該用途を供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの	当該用途に供する客席部分の床面積の合計200㎡以上のもの		平成29年以後3年ごとの年の4月1日から12月31日まで
	倉敷市が定めたもの	これらの用途に供する部分の床面積の合計が500㎡(屋外観覧席にあっては1,000㎡)を超えるもの			平成14年以後3年ごとの年の4月1日から12月31日まで
【法別表第1(イ)欄(2)項】 病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)	政令で定めたもの	地階又は3階以上の階における当該用途を供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの	当該用途に供する2階部分の床面積の合計300㎡以上のもの		平成30年以後3年ごとの年の4月1日から12月31日まで
	倉敷市が定めたもの	これらの用途に供する部分の床面積の合計が600㎡を超えるもの	3階以上の階をこれらの用途に供するもの		平成15年以後3年ごとの年の4月1日から12月31日まで
【法別表第1(イ)欄(2)項】 助産施設、乳児院、障害児入所施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム等の福祉施設(児童福祉施設以外のもの)の用途に供する建築物(※1)	政令で定めたもの	地階又は3階以上の階における当該用途を供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの	当該用途に供する2階部分の床面積の合計300㎡以上のもの		平成30年以後3年ごとの年の4月1日から12月31日まで
	倉敷市が定めたもの	これらの用途に供する部分の床面積の合計が600㎡を超えるもの	3階以上の階をこれらの用途に供するもの		平成15年以後3年ごとの年の4月1日から12月31日まで
【法別表第1(イ)欄(2)項】 児童福祉施設の用途に供する建築物	倉敷市が定めたもの	これらの用途に供する部分の床面積の合計が600㎡を超えるもの	3階以上の階をこれらの用途に供するもの		平成15年以後3年ごとの年の4月1日から12月31日まで
【法別表第1(イ)欄(2)項】 旅館又はホテルの用途に供する建築物	政令で定めたもの	地階又は3階以上の階における当該用途を供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの	当該用途に供する2階部分の床面積の合計300㎡以上のもの		平成30年以後3年ごとの年の4月1日から12月31日まで
	倉敷市が定めたもの	これらの用途に供する部分の床面積の合計が600㎡を超えるもの	3階以上の階をこれらの用途に供するもの		平成15年以後3年ごとの年の4月1日から12月31日まで
【法別表第1(イ)欄(2)項】 共同住宅及び寄宿舎(高齢者・障がい者等の就寝の用に供する用途のものに限る)(※2)	政令で定めたもの	地階又は3階以上の階における当該用途を供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの	当該用途に供する2階部分の床面積の合計300㎡以上のもの		平成30年以後3年ごとの年の4月1日から12月31日まで
【法別表第1(イ)欄(3)項】 体育館、博物館、美術館、図書館、水泳場、ボウリング場等の用途に供する建築物(学校に附属するものは除く)	政令で定めたもの	3階以上の階における当該用途を供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの	当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上のもの		平成30年以後3年ごとの年の4月1日から12月31日まで
【法別表第1(イ)欄(4)項】 百貨店、マーケット、展示場、飲食店(風営法の適用受けないもの)、遊技場又は物品販売業を営む店舗	政令で定めたもの	地階又は3階以上の階における当該用途を供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの	当該用途に供する部分の床面積の合計3,000㎡以上のもの	当該用途に供する2階部分の床面積の合計500㎡以上のもの	平成28年以後3年ごとの年の4月1日から12月31日まで
	倉敷市が定めたもの	階数が3以上で、かつ、これらの用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの	これらの用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡を超えるもの		平成16年以後3年ごとの年の4月1日から12月31日まで
【法別表第1(イ)欄(4)項】 キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、舞踏場、公衆浴場(個室付浴場に限定。)、待合、料理店又は飲食店(風営法等の規制及び業務の適性化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の適用を受けるものに限る。)(※3)	政令で定めたもの	地階又は3階以上の階における当該用途を供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの	当該用途に供する部分の床面積の合計3,000㎡以上のもの	当該用途に供する2階部分の床面積の合計500㎡以上のもの	平成28年以後2年ごとの年の4月1日から12月31日まで
	倉敷市が定めたもの	階数が3以上で、かつ、これらの用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの	これらの用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡を超えるもの		平成14年以後2年ごとの年の4月1日から12月31日まで

※1 助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老施設

※2 サービス付き高齢者向け住宅、老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた

※3 風営法許可必要施設(風営法第2条第1項の各号)

①キャバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業

②喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った営業所内の照度を十ルクス以下として営むもの(前号に該当する営業

③喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの

④まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業

⑤スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの(国家公安委員会規則で定めるものに随伴する施設で政令で定めるものを除く。)において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業(前号に該当する営業を除く。)